

昭和十三年九月一日

次官

秘書課長

事務官

大臣

達才五号

労働基準局

昭和十三年五月二日勅令第百八十八号厚生省官

制改正の際現に另政局の労働保護課、給与

課及び労働統計課 勤務の職員で別に詳

令を登せられあります、労働基準局勤務を

命ぜられたりと心得ること。

年 五月 二 日

大臣

達文五号

労働基準局

昭和二十二年五月二日勅令第百九十八号厚生省官制改正の際現に劳政局の労働保護課、給與課及び労働統計課勤務の職員で、別に、辞令を發せられたりときは、労働基準局勤務立命せられたものと心得ること。

昭和二十二年五月二日

厚生大臣 河合良成

厚生省

303